

関西圏における「福岡の食」プロモーション・販路拡大業務 委託仕様書

1 委託事業の目的

関西圏のトップシェフによる外食事業者等を対象にした「福岡の食」※プロモーションを実施することで、関西圏の外食事業者等による県産食材を使用したフェアの開催や継続取引を促進するとともに、更なる「福岡の食」の魅力発信と販路拡大を目指す。

※「福岡の食」とは県産農林水産物、酒等加工品を指す。

2 委託業務の内容

- (1) 委託事業名 関西圏における「福岡の食」プロモーション・販路拡大業務委託事業
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで
- (3) 委託業務内容（詳細は「別紙 委託業務内容補足資料」参照）

トップシェフによる「福岡の食」プロモーション

「福岡の食」を関西圏の外食事業者等へプロモーションするため、トップシェフによる「福岡フェア」、それに関連する産地視察及び一般シェフ向け「福岡の食」魅力発信イベントを実施する。

3 業務実施上の条件

- (1) 業務の遂行にあたり、福岡県（以下「県」という。）及び関係機関との連携を密にすること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、業務遂行に関する知識やノウハウが県に引き継がれるよう努めること。
- (3) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又は他の目的に使用しないこと。
- (4) 業務上の成果品に係る著作権は、特段の事情が無い限りは県に帰属することとし、受託者に著作権が留保される場合であっても、県が業務遂行に必要な限りにおいて、成果品を利用できるよう努めること。
- (5) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料等）の一切を含むこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発動など、委託事業実施に大きな影響を与える事態が発生した場合には、県と委託事業者間で協議し、委託業務内容や委託料の調整を実施すること。
- (7) 上記（6）における協議の開始や、調整内容は県の判断で実施すること。
- (8) 事業を通じて繋がりを持った外食事業者に対して、委託期間終了後、県もしくは県が業務を委託する事業者が独自にアプローチを行う場合は、これをフォローすることとし、アプローチを妨げる行為は厳に慎むこと。

4 県への報告等

- (1) 年度事業計画書

提出時期：契約締結後、速やかに提出するものとする。

提出方法：書面及び電子データ（メール）で行うものとする。

(2) 業務中間報告書の提出

提出時期：業務の進捗状況を確認するため、令和4年12月28日（水）までに時点入力した業務報告書（別紙様式1）を提出するものとする。

提出方法：原則として電子データ（メール）で行うものとする。

(3) 業務完了報告書の提出

提出時期：令和5年3月31日（金）までに当該年度の業務報告書（別紙様式1）を提出するものとする。

提出方法：書面及び電子データ（メール）で行うものとする。

(4) その他

様式及び記載内容については別途指示する。